

令和3年12月17日

第3回 南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会の開催について
(書面開催)

標記について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）に基づく南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会を下記のとおり書面開催することとなりましたので、協議会設置要綱第5条第13項及び第15項の規定に基づき公表いたします。

なお、新たに協議会の構成員として加入したい方については、協議開始日の3日前（令和3年12月24日・金曜日）までに下記の問い合わせ先にお申し出ください。

記

1. 協議開始日 令和3年12月27日（月）
2. 協議方法 書面協議
3. 予定している議題
 - (1) 南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱の一部改正について
 - (2) 南房交通圏の運賃の範囲の指定について

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会 事務局
一般社団法人千葉県タクシー協会
担当：土屋、田中、竹門、竹田
電話 043-307-7002